



10月は【年次有給休暇取得促進期間】

厚生労働省は毎年10月を年次有給休暇取得促進期間に設定し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について呼びかけを行っています。今年も各都道府県労働局が「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進」として、年次有給休暇を取得して都道府県の魅力に触れることをテーマとしたリーフレットを公開しています。

（福岡県のリーフレット）

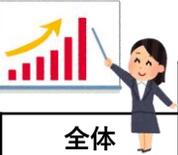


おしながき

- ▶10月は【年次有給休暇取得促進期間】... P 1
- ▶令和4年10月から変わること... P 2
- ▶中小企業の時間外60時間超の割増賃金50%に向けて... P 3
- ▶日本がもし100人の国だったら... P 4

年次有給休暇の取得率

厚生労働省は、**2020年までに70%**の年次有給休暇の取得率を目標としていました。令和3年就労状況総合調査においては**過去最高の56.6%**となりましたが、政府が目標としていた数値に至るまではまだまだ遠い印象です。



$$\text{年次有給休暇の取得率} = \frac{\text{実際に取得した日数}}{\text{1年間に新たに付与した日数}}$$

	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
全体	17.9日	10.1日	56.6%
1000人以上	18.7日	11.3日	60.8%
300~999人	17.7日	9.9日	56.3%
100~299人	17.6日	9.7日	55.2%
100人未満	17.3日	8.8日	51.2%

※令和3年1月1日時点
↓
令和2年の1年間、又は令和1年会計年度

※付与日数に、繰越日数は含まない

今後の取得促進に向けて



なぜ年次有給休暇の取得率は低いのでしょうか？

労働者の年次有給休暇の取得へのためらい

全体の過半数の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。



※資料出所：令和2年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

現在は、年次有給休暇の取得義務化として、10日以上年次有給休暇の付与がある労働者には年5日以上取得をさせる必要があります。積極的に取得を呼びかけるだけでなく、仕事量が偏っていることで年次有給休暇の取得が難しい人のために調整を行う等、取得しやすい環境づくりが必要です。

10月・11月の労務・税務

- 10月11日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 10月31日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出 (7月~9月分)
 - 個人の都道府県税・市民税の納付
 - 労働保険料の納付 (延納第2期)
- 11月10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 11月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 個人事業税の納付

サト一休業日のお知らせ

令和4年11月11日(金)は
全社研修により休業します



令和4年10月から変わること

令和4年10月は複数の法律において法改正が行われます。10月から変わることの概要を紹介しますが、自社で対応が必要な法改正については、きちんと内容を把握しておきましょう。

①社会保険の適用拡大

短時間労働者の社会保険（厚生年金保険、健康保険）の加入について

原則

1週間及び1か月の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上の労働者

500人超→100人超に適用範囲が拡大

70歳未満の社会保険の被保険者数が**100人を超える**企業で従事する労働者のうち、

例外

- 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
- 継続して**2か月を超えて**使用されることが見込まれること
- 報酬額が月88,000円以上であること
- 学生でないこと

週20時間以上30時間未満で雇用保険にのみ加入しているパート・アルバイトが主な対象

②育児介護休業法の改正

① **【出生時育児休業（産後パパ育休）の創設】**
通常の育児休業とは別に、子の出生後8週以内に4週まで取得することができる新たな育児休業制度

② **【育児休業の分割取得】**
出生時育児休業と通常の育児休業期間のいずれにおいても、2回までの分割取得が可能に

伴って変更	① 出生時育児休業給付金の創設	雇用保険法
	② 分割取得時の育児休業給付金	
	③ 育児休業取得時の社会保険料の免除制度の変更	健康保険法・厚生年金保険法

③最低賃金・雇用保険料の変更

最低賃金	雇用保険料 (一般の事業)	① 労働者負担		② 事業主負担			①+② 雇用 保険料率		
		失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	失業等給付の保険料率	育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率			
全国加重平均 930円→961円 (31円引上げ)	R3年度	3/1,000	1/1,000	2/1,000	6/1,000	1/1,000	2/1,000	3/1,000	9/1,000
※引上げ額・発効日は各都道府県で異なる	R4年4月～R4年9月	3/1,000	1/1,000	2/1,000	6.5/1,000	1/1,000	2/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
	R4年10月～R5年3月	5/1,000	3/1,000	2/1,000	8.5/1,000	3/1,000	2/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000

④その他

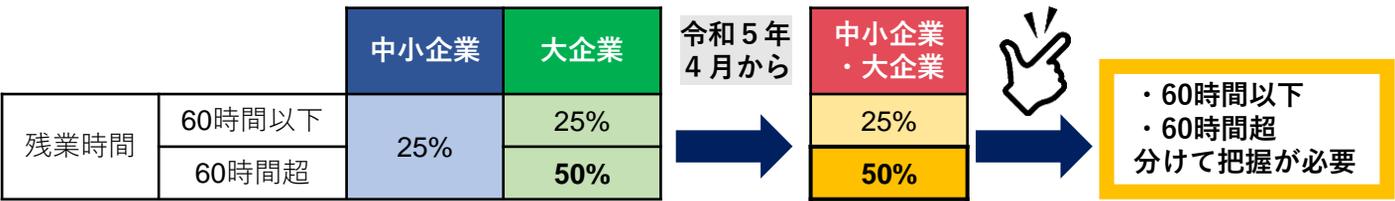
高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療（75歳以上）において、一定所得以上の窓口負担割合が2割に ・単身世帯：課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上 ・複数世帯：課税所得が28万円以上かつ後期高齢者の年収合計が320万円以上
確定拠出年金法	企業型DC加入者がiDeCoに加入する際に、労使の合意がなくても原則加入可能に (金額の上限あり、マッチング拠出中は不可)
職業安定法	①求人等に関する情報の的確な表示をすること（虚偽や誤解を招く表示はNG） ②求人者の個人情報の収集目的等を明確に表示すること の2つを義務化



中小企業の時間外60時間超の割増賃金50%に向けて

令和5年3月に中小企業の猶予が終了します

月60時間超の時間外労働に対する割増賃金は現在、大企業については既に50%以上の割増率で支払うことが義務となっています。中小企業に関しては50%以上への引上げが猶予され、25%以上の割増率で据置きとなっていました。しかし、来年の令和5年3月で猶予が終了し、令和5年4月からは全企業で月60時間超の時間外労働に対して50%以上の割増率での支払いが必要となります。



■深夜労働
深夜労働の割増率は25%のため、60時間超の時間外労働と重なると75%の割増率で計算する必要があります。

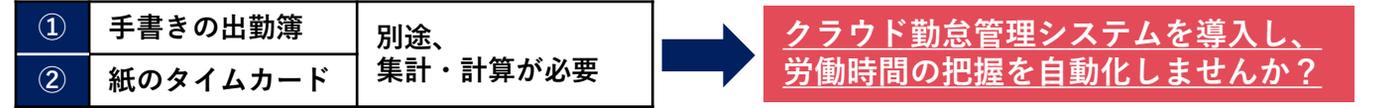
■休日労働
60時間超の集計に、週1日の法定休日労働は含みませんが、例えば土曜日などの所定休日に週40時間を超えて労働した時間外労働は含まれます。なお、法定休日労働の割増率は35%のまま変更ありません。

労働者が長時間労働をすればするほど人件費が増加することになります。「業務の効率化により長時間労働の削減を行う」「新規雇用で労働時間を分散する」など、長時間労働とならないような方法の検討もすすめていきましょう。

労働時間管理のペーパーレス化を



使用者には、労働者の労働時間を適正に把握する義務があり、その適正に把握した労働時間に基づいて適正な給与を支払う必要がありますが、度重なる法改正によって、労働時間の把握は複雑化してきています。



- 導入のメリット**
- PCやスマートフォンで打刻が可能（ICカード等での打刻も可能）
 - 残業申請や有給休暇申請の承認がweb上で可能（有給休暇の管理簿にもなる）
 - 36協定の上限など、一定の労働時間に達するとアラートが表示できる
 - 人事労務担当者の負担軽減により、労働時間の削減に繋がる

勤怠システムの導入はシステム利用料などのコストがかかりますが、上記の導入のメリットにより、コスト以上の効果を得ることが期待できます。

今まで紙の勤務表でコツコツと管理を行っていた管理者が勤怠管理業務から解放されて他の業務に注力できるようになった例や、従業員の労働時間が見える化できることで業務の効率化に繋がる例もあります。また、労基署調査等があった際にすぐに過去のデータを提示できるなど、リスク回避の面でも効果が期待できます。

なお、勤怠システムの導入に当たって、まだ60時間超の時間を集計できないシステムや、安価なシステムを選択した場合にメリットとなる機能が使用できないこともあるため、注意が必要です。

システム導入には労働時間管理の見直しも必要です

勤怠管理システムを導入することで、基本的には労働時間管理を自動で行えるようになりますが、これは自社が労働時間管理を適正に行っていることが前提となります。例えば、法令遵守ができていない部分をシステムが勝手に修正してくれるわけではありません。

特に、自社で独自の勤怠ルールを適用している場合、その時間を残業時間に含むかどうかなどをきちんと整理する必要があります。導入するシステムによっては複雑な時間管理が行えないため、システムでの集計が可能な範囲に自社の運用ルールを適応させる必要が生じるケースもあります。



日本がもし100人の国だったら・・・

厚生労働省が「令和4年度版厚生労働白書」を公表しました。労働白書の中では、「人口100人でみた日本」「日本の1日」を公表しており、現在の日本の縮図をわかりやすく知ることができます。

100人でみた**日本**
 日本を100人の国に例えてみました。

性別	男性	48.6人
	女性	51.4人

年齢	15歳未満	11.8人
	65歳以上 (75歳以上)	28.9人 (14.9人)

学生	小学生	5.0人
	中学生	2.6人
	高校生	2.4人
	大学生	2.3人

喫煙者	16.7人
-----	-------

障害者	7.6人
老齢年金受給者	27.5人
通院している人	40.4人

生涯で 癌になる	男性	31.6人
	女性	25.8人

働いている人		53.5人
働いている 人のうち	自営業者	4.2人
	雇用労働者	47.9人
雇用形態	パート	8.2人
	アルバイト	3.5人
	派遣	1.1人
	契約・嘱託	3.1人

健康診断での 有所見者	27.7人
----------------	-------

骨髄ドナーの 登録者	0.43人
---------------	-------

日本の**1日**

日本で一日に起こる出来事の数調べてみました。



生まれる人	2,224人	▲1,413人
亡くなる人	3,945人	

結婚	1,373組
離婚	505組

労働災害	411人
労働相談	3,536件
児童虐待の 相談件数	562件

成人の 平均歩数	男性	6,793歩
	女性	5,832歩

入院	1,312,600人
通院	7,191,000人
国民全体の医療費	1,212億8,279万円 (1人当たり961.2円)

(※一部を抜粋。いずれも平成29年～令和3年)

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

いつもサトー事務所だよりをご高覧いただき、誠にありがとうございます。
 当事務所だよりの情報は、発行当時（令和4年9月30日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。
 また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。
 当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。

社会保険労務士法人サトー
 730-0037 広島県広島市中区中町7番41号 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
 電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

※固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようご協力をお願い致します。